

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
飼料の試験の結果の概要(畜産課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)
県道の区域の変更(道路課)
県道の供用の開始(〃)
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- ◇ 選 管 告 示 特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 公 告 落札者の決定(管財課)
落札者の決定(五件)(病院局総務課)

告 示

鳥取県告示第三百八十三号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称及び代表者の氏名 日本海信販株式会社 代表取締役社長 森田 俊彦	主たる事務所の所在地 鳥取市戎町四七一	指定取消年月日 平成八年四月三十日
--	------------------------	----------------------

鳥取県告示第三百八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成八年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の 名所及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要										備 考
				粗たん白質 (%)	粗 脂 肪 (%)	粗 繊 維 (%)	粗 灰 分 (%)	カルシウム (%)	リ (%)	ン (%)	水 (%)	分		
境港市 松景精麦株式会社 山陰工場	境港市外江町3749 松景精麦株式会社 山陰工場	加熱圧ぺんとうもち し(二種混合ペイキュー ブ)	平成8年5月	7.7	3.7	2.0	1.2	0.03	0.24	14.2				
				8.4	3.3	3.1	2.1	0.11	0.23	13.8				
岡山県玉野市 中国飼料合資会 社	米子市西三瀬3809- 1 塩治繁商店	カネニ印成鶏用配合飼 料コッコ食薬部	平成8年3月	14.5	3.2	3.5	7.9	2.50	0.53	12.9				
岡山県倉敷市 西日本飼料株式 会社	西伯郡名和町大字 名和990-2 島根米穀株式会社 穴道営業所名和運 送倉庫	日清印肉牛配合飼料黒 毛後期	平成8年4月	12.3	3.5	4.1	4.6	0.63	0.51	13.5				
				18.0	3.3	3.0	5.2	0.89	0.52	13.4				
				17.1	5.3	2.6	4.0	0.66	0.57	13.3				
広島県三原市 日和産業株式会 社三原工場		ナルヒ印とうもち 魚粉二種混合飼料	"	9.0	3.7	1.9	1.6	0.27	0.31	14.6				

注 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第三百八十五号

会見町が行う土地改良事業（単原土地改良事業天王原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年六月三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十六号

大栄町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業東亀谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年六月三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目三二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉赤碓中山線	変更前	東伯郡赤碓町大字山川字新田ケ平六五八一―地先から同大字勝田川頭東平八〇八一―二六地先まで	五・五 四四・〇	一三〇七・〇

変更後	
東伯郡赤碕町大字山川字新田ケ平六五八―一地先から同大字勝田川頭東平八〇八―二六地先まで	六・五 七八・〇 一二二四・〇
東伯郡赤碕町大字山川字新田ケ平六五八―一地先から同大字勝田川頭西平八〇七―一二地先まで	六・五 一五・五 五〇四・〇

鳥取県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の日
倉吉赤碕中山線	東伯郡赤碕町大字山川字新田ケ平六五八―一地先から同大字勝田川頭東平八〇八―二六地先まで	平成八年六月三日

鳥取県告示第三百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月十六日 鳥取県指令鳥土維第千二百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市の場字檜橋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市の場一三三一

西山 信道

鳥取県告示第三百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年二月九日 鳥取県指令都計三一第一九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開五及び字新開六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九―二

株式会社 ショーホク

代表取締役 松谷 佳興

選挙管理委員会告示

公 告

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）附則第六条において、なお従前の例によることとされる同法による改正前の政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第一項の規定に基づき、特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があったので、政治資金規正法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年五月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 忠 次

保有金の収支報告書の要旨

期間 平成6年1月1日～同年12月31日

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

特定公職の候補者の氏名 足立光徳

公職の種類 県議会議員（現職）

報告年月日 平成8年4月1日

保有金の収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

特定公職の候補者の氏名 山脇敏正

公職の種類 県議会議員（現職）

報告年月日 平成8年4月1日

保有金の収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

特定公職の候補者の氏名 米井薫甫

公職の種類 県議会議員（現職）

報告年月日 平成8年5月7日

保有金の収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年5月31日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県庁舎及び西町・東町分庁舎清掃作業 一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成8月3月28日
- (5) 落札者の氏名及び住所 鳥取ビルクリナー株式会社
鳥取市川端三丁目218
- (6) 落札価格 75,520,630円（消費税額を含む。）
- (7) 入札公告日 平成8年2月16日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名 鳥取県総務部管財課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年5月31日

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院清掃作業 一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成8年3月28日
- (5) 落札者の氏名及び住所 山陰リネンサゾライ株式会社
鳥取市富安二丁目159
- (6) 落札価格 60,924,500円 (消費税額を含む。)
- (7) 入札公告日 平成8年2月16日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務部管財課
鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程 (平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号) 第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年12月鳥取県規則第106号) 第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年5月31日

- (1) 調達件名及び数量 A重油JIS1種2号
1,216キロリットル
- (2) 調達方法 購入

- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成8年3月28日
- (5) 落札者の氏名及び住所 鳥取瓦斯産業株式会社
鳥取市五反田町6
- (6) 落札価格 31,930円/ℓ (消費税額を含む。)
- (7) 入札公告日 平成8年2月16日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務部管財課
鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程 (平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号) 第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年12月鳥取県規則第106号) 第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年5月31日

- (1) 調達件名及び数量 イオパミドール (100ml×5瓶/箱)
380箱
- (2) 調達方法 購入
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成8年3月29日
- (5) 落札者の氏名及び住所 株式会社サンキ鳥取営業所
鳥取市岩吉149-1
- (6) 落札価格 108,819.5円/箱 (消費税額を含む。)
- (7) 入札公告日 平成8年2月16日

- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務部管財課 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年5月31日

鳥取県立厚生病院長 森 尾 哲

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成8月3月29日
- (5) 落札者の氏名及び住所 株式会社エバーグリーン 倉吉市上井353-5
- (6) 落札価格 43,878,000円（消費税額を含む。）
- (7) 入札公告日 平成8年2月16日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立厚生病院事務部管財課 倉吉市東昭和町150

一般競争入札により落札者を決定したので、鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号）第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条

の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年5月31日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

- (1) 調達件名及び数量 生化学検査自動化システム 一式
- (2) 調達方法 購入
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成8月4月26日
- (5) 落札者の氏名及び住所 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3-27
- (6) 落札価格 147,290,000円（消費税額を含む。）
- (7) 入札公告日 平成8年3月12日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務部管財課 鳥取市江津730